

長野県障がい者福祉センター
管理業務仕様書

令和5年8月

長野県健康福祉部
障がい者支援課

目 次

第1 趣旨	1
第2 施設の概要	
1 指定管理者が管理する施設等の概要	1
2 施設の平面図	1
3 併設施設及び入居団体の状況	1
第3 管理の基準	
1 基本的な考え方	2
2 関係法令の遵守	2
3 施設の休館日及び利用時間	2
4 人員配置体制	3
5 情報公開及び個人情報の保護	4
6 危機管理対策	4
7 環境への配慮	4
第4 業務の範囲及び内容	
1 指定の期間	5
2 施設の利用許可等	5
3 施設の維持管理等	5
4 業務の再委託	6
5 備品の帰属	6
6 システムの帰属	6
7 障がい者スポーツの振興	6
8 スポーツの場（地域サテライト）の提供	6
9 障がい者の文化・芸術の振興	7
10 自主事業の実施	7
11 利用料金の徴収	8
12 利用者のサービス水準の確保	8
13 その他	9
第5 リスク分担	
1 リスク分担	10
2 施設賠償責任保険の加入	11
3 原状回復義務等	11

第6 管理に要する経費等	
1 指定管理料の額	11
2 指定管理料の精算又は減額	11
3 指定管理料の支払い等	12
4 本社経費の取扱い	12
5 剰余金の取扱い	12
第7 事業報告書等	
1 事業計画書の提出	12
2 報告書の提出	12
3 管理運営状況の評価及び公表	13
4 第三者評価	13
第8 指定管理者に対する実地調査等	
1 実地調査等	14
2 指示及び改善勧告	14
3 監査	14
第9 事業の継続が困難になった場合の措置	
1 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	14
2 指定が取り消された場合等の損害賠償	14
3 不可抗力等による場合	14
第10 その他	
1 関係帳簿の保存年限	15
2 協定の締結	15
3 業務の引継ぎ	15

<参考資料>

別紙 No.1	施設の概要
別紙 No.2-1	敷地平面図
別紙 No.2-2	建物平面図
別紙 No.3	利用許可対象の施設
別紙 No.4-1	施設の維持管理等に関する業務一覧表
別紙 No.4-2	清掃対象面積等一覧

第1 趣旨

この長野県障がい者福祉センター（以下「センター」という。）管理業務仕様書は、指定管理者が行うセンターの管理について、障がい者福祉の増進と社会参加の促進を図る施設というセンターの設置目的を、効果的かつ効率的に達成することができるよう、管理業務の内容及び範囲等の必要な事項を定めるものです。

第2 施設の概要

1 指定管理者が管理する施設等の概要

- (1) 名称 長野県障がい者福祉センター（愛称「サンアップル」）
- (2) 所在地 長野市大字下駒沢586番地
- (3) 施設規模 敷地面積 22,511.54 m²
延床面積 6,896.40 m²（聴覚障がい者情報センター部分除く）
304.23 m²（聴覚障がい者情報センター部分）
鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
- (4) 施設 別紙No.1のとおり
- (5) 設備、工作物 施設及び土地に付帯する一切の設備及び工作物

2 施設の平面図

センターの平面図は、別紙（別紙No.2-1、2-2）のとおりです。
（管理施設のうち、3階機械室の部分は除いてあります。）

3 併設施設及び入居団体の状況

併設施設及び入居団体名		占有面積	備考
併設	長野県聴覚障害者情報センター	304.23 m ²	2階 センターとは別に指定管理者を指定します。
入居団体	社会福祉法人 長野県聴覚障害者協会	25.40 m ²	1・2階 面積は売店、自動販売機部分含む。 行政財産の目的外使用にあたるため、県が直接許可を行います。
	公益財団法人 長野県障がい者スポーツ協会	47.87 m ²	1階 行政財産の目的外使用にあたるため、県が直接許可を行います。
計		377.50 m ²	指定管理者の管理面積に含まれます。

第3 管理の基準

1 基本的な考え方

指定管理者の管理運営に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、施設の目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 予算執行に際しては、管理計画及び協定書に基づき適正かつ効率的に運営すること。
- (7) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (8) 近隣の地域住民や入居団体を含む関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素の削減等環境に配慮した運営を行うこと。

2 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、個人情報保護に関する法律及び次に掲げる関係法令並びに長野県障がい者福祉センター条例（以下「センター条例」という。）、同管理規則（以下「センター管理規則」という。）、長野県情報公開条例、県と指定管理者が締結する協定及び本仕様書を遵守することとします。

- (1) 建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 大気汚染防止法、大気汚染防止法施行令
- (3) 消防法、消防法施行令
- (4) 電気事業法、電気通信事業法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) ビル管理法、ビル管理法施行規則
- (8) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準
- (9) 長野市遊泳用プール指導要綱

3 施設の休館日及び利用時間

現行の利用時間及び休館日は、次のとおりです。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、事前に知事の承認を得て変更することが可能です。

なお、利用時間等を変更した場合は、センター内の見えやすい場所に掲示するとともに、事前にチラシ等による情報提供を行い、利用者へ周知するものとします。

(1) 休館日

毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは火曜日）、休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 利用時間

午前9時から午後9時（日曜日及び休日は午後5時）まで

4 人員配置体制

指定管理者は、施設の管理運営業務を実施するため、施設長を置くほか必要な資格を有する職員を配置することとします。

(1) 必要資格

ア 施設管理に必要な資格については、次のとおりですが、それぞれの資格を別の職員が有している必要はありません。また、個別の管理業務を再委託する場合については、当該再委託先が所要の有資格者を擁している必要があります。

関係法令	資格名・業務名
消防法、消防法施行令	防火管理者、消防設備士、防火対象物点検資格者、乙種第4類危険物取扱者、埋設配管点検業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物管理責任者
建築基準法	一級建築士、二級建築士又は建築物調査員及び建築設備等検査員
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物清掃業登録業者、清掃作業監督者、建築物空気環境測定業登録業者、空気環境測定実施者、建築物飲料水水質検査業登録業者、水質検査実施者、建築物配水管清掃業登録業者、排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ・昆虫等防除業登録業者、防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業登録業者、総括管理者、建築物空気調和設備清掃業者
電気事業法	主任技術者
ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー1級技師、ボイラー整備士
大気汚染防止法施行令	環境測定士
電気通信事業法	電気通信主任技術者資格者
その他	防火シャッター保守点検専門技術者 自動ドア保守点検技術者

イ 次の有資格者については、選任規定があり関係官署へ届出の義務があります。

資格者名	届出先	根拠法令
建築物環境衛生管理技術者	長野市保健所	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
防火管理者	長野市消防局	消防法
産業廃棄物管理者	長野市環境部廃棄物対策課	廃棄物処理法

主任技術者	中部経済産業局	電気事業法
乙種第4類危険物取扱者	長野市消防局	消防法

ウ 次の資格者については、事業を実施する上で現状のサービスの水準を維持するため必要な資格とします。

- ① パラスポーツ指導員（公益財団法人 日本パラスポーツ協会公認資格）
 - ② 看護師
- (2) 利用時間内は、管理責任者を含め、複数の職員を常駐させるなど、必要な職員配置を行ってください。なお、看護師は常勤1名以上、プールには救命技術を有する職員を2名以上常駐させてください。
- (3) 休館日には、職員が常駐する必要はありません。ただし、12月29日から翌年1月3日を除き、入居団体が使用する日については、施設の管理運営及び空調設備等の運転など、時間帯を限定した職員の配置が必要になります。
- (4) 職員配置は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとします。
- (5) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識や技術の習得に努めることとします。

5 情報公開及び個人情報の保護

(1) 情報公開

施設の管理運営状況について、積極的に情報の公開に努めることとします。

(2) 個人情報の保護

ア 指定管理者及び施設業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため、協定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関して、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。

イ 指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても前記と同様とします。

6 危機管理対策

- (1) 自然災害、事故等の緊急事態、非常事態及び不測の事態が生じたときは、指定管理者は、協定に基づき遅滞なく適切な措置を講じなければなりません。
- (2) 危機管理体制については、あらかじめあらゆる事態を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知徹底するとともに、県が実施する総合防災訓練と連動して防災訓練を実施するほか、独自に避難訓練を実施するものとします。
- (3) 毎年4月1日現在の職員体制を踏まえ、県、指定管理者（再委託に係る機器等の保守管理業者を含む。）及び施設賠償責任保険の加入会社等の緊急連絡網を整備し、指定管理業務開始日までに県へ報告するものとします。

7 環境への配慮

施設の管理運営に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとします。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組みを進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ることとします。
- (2) 資源採取から廃棄物に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努めることとします。

第4 業務の範囲及び内容

1 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間とし、それぞれの年の4月1日から翌年3月31日までを1事業年度とします。

2 施設の利用許可等

(1) 利用許可対象の施設等

利用許可対象の施設は別紙No.3のとおりです。

(2) 利用許可の基準

施設の利用は、利用申請の許可により可能となりますが、次の各号の一に該当する場合は、許可してはならないものとします。

- ア 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- イ 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- ウ その他センターの設置目的に反すると認められるとき。

(3) 利用許可の手続

利用許可の手続については、センター条例第4条及びセンター管理規則第3条に定める手続によります。

(4) 行政財産の目的外使用許可等

入居団体の事務室、駐車場等の使用に関する行政財産の目的外使用許可については、県が行います。

ただし、併設施設及び入居団体が使用する光熱水費等については、指定管理者が入居団体の許可面積及び入居人員に応じて毎月の請求金額より按分した額を徴収し、センター分と併せて支払うこととします。

3 施設の維持管理等

施設の維持管理業務については、別紙No.4のとおり行うものとします。

なお、長野県聴覚障がい者情報センター部分の維持管理（清掃、警備、修繕等）を含みます。

4 業務の再委託

指定管理者は、清掃業務や設備の保守点検等の個別業務について、第三者に委託させることができます。ただし、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

5 物品の帰属

(1) 消耗品については、原則として指定管理者の所有物とします。

ただし、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたときにおいて使用中の消耗品については、県に引き継ぐこととします。

(2) 備品（性質や形状を変えることなく、比較的長期にわたって使用に耐えるものであって、購入価格10万円以上の物品）については、県の所有物とします。このため、必要な備品を購入する場合、あらかじめ県と協議の上、県の予算により購入するものとします。

ただし、これにより難しい場合は、県の承認を得て指定管理者が指定管理料で購入するものとします。

なお、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたときにおいて使用中の備品については、県に引き継ぐこととします。

6 システムの帰属

センターの管理運営を行うため指定管理料で構築したシステム（ホームページを含む。）は、指定管理終了後、県又は県が指定した者に対して引き継ぐこととします。

7 障がい者スポーツの振興

(1) センター内のプール等の体育施設を利用する障がい者に対して、希望によりスポーツ指導を行うものとします。

(2) 障がいの種別、程度に配慮したスポーツ教室を開催し、障がい者のスポーツ活動を促進するものとします。

(3) 県内の障がい者のスポーツ活動を振興するため、地域においてもスポーツ教室を開催するとともに、希望によりスポーツ指導を行うものとします。

(4) スポーツ教室等を開催するにあたっては、信州やまなみ全障スポの機運醸成や障がい者スポーツの普及・強化に資するよう努めることとします。

(5) 障がい者や障がい者以外の者が障がい者スポーツを体験できるよう、必要に応じて競技用具の貸出を行うこととします。

(6) 障がい者が日常生活の中でスポーツができる環境を整備するため、市町村や総合型地域スポーツクラブなど地域での活動を支援するものとします。

8 スポーツの場（地域サテライト施設）の提供

北信、東信、中信及び南信地区にサテライト施設（サンスポート）を設置するとともに、スポーツ指導員等を配置し、各地域で出張スポーツ教室を行うなど、障がい者が利用しやすいスポーツの場を提供することとします。

<p>サンスポート 駒ヶ根</p>	<p>障がい者及びその介護者を対象に無料で利用できるようにするものとします。</p> <p>1 県看護大学のプールの概要</p> <p>(1) 所在地 駒ヶ根市赤穂1,694 県看護大学内</p> <p>(2) 施設 屋内温水プール (25m×5 コース、スロープコース 1 コース)</p> <p>(3) 開館日 県看護大学で授業に使用しない日 (参考) 2022年度の開館日 毎週月・木・土・日曜日 (国民の祝日に関する法律に定める休日の翌日、12月29日から翌年1月3日までを除く)</p> <p>(4) 開館時間 県看護大学との協議により決定します。 (参考) 2022年度 月・木曜日 13:00～18:00 土・日曜日・祝日 10:00～17:00</p> <p>2 県看護大学の温水プールにおいて、障がいの種別、程度を考慮した水泳教室を開催し、障がい者のスポーツ活動を促進するものとします。</p> <p>3 各地域のスポーツ施設等において出張スポーツ教室等を開催することとします。</p> <p>4 水泳の指導や監督、各種教室等は、週5日以上対応できる体制をとることとします。</p>
<p>サンスポート まつもと</p>	<p>1 現在の所在地 松本市梓川梓 2288-3 松本市役所梓川支所内 2階</p> <p>2 各地域のスポーツ施設等において出張スポーツ教室等を開催することとします。</p>
<p>サンスポート 佐久</p>	<p>1 現在の所在地 佐久市下越 16-5 総合福祉センター「あいとびあ白田」内</p> <p>2 各地域のスポーツ施設等において出張スポーツ教室等を開催することとします。</p>
<p>サンスポート ながの</p>	<p>1 現在の所在地 長野市下駒沢 586 長野県障がい者福祉センター内</p> <p>2 各地域のスポーツ施設等において出張スポーツ教室等を開催することとします。</p>

9 障がい者の文化・芸術の振興

(1) 長野県障がい者文化芸術祭の実施

障がい者の文化芸術活動を促進するため、毎年度、長野県障がい者文化芸術祭を実施することとします。障がい者文化芸術祭の開催に当たっては、県内の障がい者関係団体と協力して行うものとします。

(2) 文化芸術講座の開催

センターにおいて、障がい者の文化芸術活動を促進するために、文化芸術活動の講座を開催するものとします。

10 自主事業の実施

指定管理者は、指定管理料の範囲内で創意工夫により、単独又は他の事業者と共同で自主事業を行うことができます。ただし、自主事業の実施に当たっては、次の事項を遵守するものとします。

(1) 指定管理者は、施設内で行う自主事業について、施設の設置目的を果たすために施設の利用許可基準の範囲内で、指定管理者の創意工夫によって行うものとします。

(2) 指定管理者が、自主事業を行う場合の施設利用については、他の利用者の利用に影響がないよう配慮するものとします。

11 利用料金の徴収

(1) 利用料金制

施設等の利用料金については、センター条例第14条第2項に基づき利用料金制を採用しますので、指定管理者の収入として全額収受することができます。

(2) 利用料金の設定

利用料金については、センター条例及びセンター管理規則に定める利用料金を超えない範囲において、知事の承認を得て利用料金を設定してください。

なお、指定管理者は、利用料金の設定に当たり、施設の利用率の向上、利用者に対するサービスの向上に十分配慮してください。

(3) 利用者への周知

利用料金を設定した場合（金額を変更した場合も含む。）は、センター内の見やすい場所に掲示するとともに、事前にチラシ等による情報提供を行い、利用者への周知を図るものとします。

(4) 利用料金の減免

利用料金については、センター管理規則の規定により、次のとおり減免することができますので、指定管理者において適正に運用するものとします。

ア 国、地方公共団体及び障がい者の福祉を目的としている団体が、障がい者の福祉の向上を図るために利用するとき

利用料金の全額

イ その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき

指定管理者が知事の承認を得て決定した額

(5) 利用料金の還付

利用料金については、センター条例等の規定により、次のとおり還付することができますので、指定管理者において適正に運用するものとします。

ア 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき

センター管理規則に定める額

イ 利用の申込みをした者が別に定める日までにその申込みを取り消したとき

センター管理規則に定める額

ウ その他指定管理者が特別の理由があると認めたとき

センター管理規則に定める額

12 利用者のサービス水準の確保

指定管理者は、利用者のサービス向上を図るため、利用者に対する満足度調査を実施するとともに、外部の審査員を入れたサービス評価委員会を設置し、サービスに対する評価を受けるものとします。

(1) 利用者満足度調査

ア アンケート調査の実施

指定管理者は、年間を通じ利用者の利用終了時にあらかじめ配布したアンケート用紙の提出を求めるものとします。

イ アンケート項目

- ① 受付の対応状況について
- ② 施設及び備品の管理状況について
- ③ 利用料金について
- ④ センターに対する改善・要望事項
- ⑤ その他必要な事項

ウ 集計結果の報告

毎月末で締め切り、集計結果を翌月の10日までに県へ報告するものとします。

エ 改善指導

アンケート調査の結果、改善が必要と判断される場合は、知事は指定管理者に対し改善指導を行い、一定期間経過後も改善が見られない場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(2) サービス評価委員会

ア 評価委員会の設置

指定管理者は、外部の審査員を入れたサービス評価委員会を設置し、サービスに対する評価を受けるものとします。

イ 改善指導及び指定の取消し

サービス評価によって改善が必要と認められた場合には、県は指定管理者に対し改善指導を行い、一定期間経過後も改善が見られない場合は、指定を取り消し、又は期間定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

13 その他

(1) 施設等の利用促進のための調査、研究及び資料の収集に関する業務

指定管理者は、前記10のほか自主的に調査、研究及び資料収集等を心がけるものとします。

(2) 緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務

ア あらゆる緊急事態、非常事態及び不測の事態に対応するため、協定に基づき、マニュアルを作成するものとします。

イ 職員に対してマニュアルを周知徹底するとともに、県が実施する総合防災訓練等と合わせ、又は独自に避難訓練等を実施するものとします。

(3) 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務

ア 窓口受付業務、設備等の操作などが適正かつ円滑に行われるよう、協定に基づき、マニュアルを策定するものとします。

イ 職員に対するマニュアルの周知徹底を図るものとします。

(4) 職員に対しての管理運営に必要な研修業務

ア 管理運営が適正かつ円滑に行われるよう、職員に対する定期的な研修を実施するものとします。

イ 関係法令の改正等により、指定管理者の管理業務に迅速かつ的確に反映させる必要がある場合は、速やかに当該研修会等へ職員を派遣させるものとします。

第5 リスク分担

1 リスク分担

県と指定管理者との間におけるリスク分担は、次のとおりとします。

ただし、必要な事項については、協定において定めるものとします。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容説明	県	指定管理者
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぶ法令等の変更		○
	上記以外の法令等の変更	協議事項	
金利、物価変動	金利変動、指定後のインフレ・デフレ		○
不可抗力	不可抗力（自然災害・テロ・暴動等）による施設・設備の修繕、施設利用者・近隣住民等への損害及び管理運営業務の変更、中止、延期等	協議事項	
運営資金調達	県が実施する改修工事により生じた事由	協議事項	
	県の支払い遅延により生じた事由	○	
	指定管理者の支払い遅延により生じた事由		○
施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		○
運営費の膨張	指定管理者の要因による運営費の膨張		○
	原油価格の高騰による燃料費等の値上げ	協議事項 ※	
施設備品の損傷等に伴う修繕	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設備品への損害		○
	指定管理者の管理運営上の瑕疵によらないもので、1件当たりの修繕費が100万円未満のもの		○
	上記以外の施設備品への損傷	協議事項	
債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等へ損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	協議事項	

※ 県が必要と認める場合に限り、各年度の予算の範囲内で県と指定管理者が協議して、決定するものとする。

2 施設賠償責任保険の加入

現在加入している「施設賠償責任保険」、「昇降機賠償責任保険」、「生産物賠償責任保険」の補償額は、次のとおりです。

なお、指定管理者の管理開始以降は、指定管理者において、現在の補償額以上の保険に加入するものとします。

	1 事故当たり支払限度額	1 人当たり支払限度額
センター	3 億円	3,000 万円
県看護大学温水プール	3 億円	3,000 万円

3 原状回復義務等

- (1) 指定管理者は、施設及び備品（以下「施設等」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ県と協議することとします。
- (2) 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示により、その管理を行わなくなった施設等を原状に回復しなければなりません。ただし、施設又は設備の価値を高めるなどやむを得ないと県が認めたときは原状回復を不要とします。
- (3) 指定管理者は、施設等を毀損、又は亡失したときは、県の指示により、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

第 6 管理に要する経費等

1 指定管理料の額

- (1) 指定管理料は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。
- (2) 100万円以上の修繕については、指定管理者が8月末日までに修繕実施計画書を提出し、県が必要と認めたものについて実施箇所等を指定し、翌年度の指定管理料に計上するものとします。
- (3) 原油価格高騰対策分は、各年度の予算の範囲内で別途指定管理料への加算を検討します。

2 指定管理料の精算又は減額

指定管理料について、次に定めるものを除き、その額を精算又は減額することはありません。
なお、指定管理料を精算又は減額する場合には、県と指定管理者で協議を行うこととします。

(1) 修繕費の取扱いについて

実施箇所を指定して計上した修繕費について、入札差金等が生じた場合はその差額を返納するものとします。

(2) 施設の全館LED化及び太陽光発電設備設置に伴う電気料金の取扱いについて

2023年度に施設全体の照明のLED化及び太陽光発電設備設置工事を実施する予定であり、当該事業による電気料金の削減額について精算するとともに、年間を通じた削減効果のデータが蓄積された後に、以降の指定管理料を減額します。

3 指定管理料の支払い等

(1) 支払方法

指定管理料は、毎事業年度において四半期に分割して、指定管理者の請求に基づいて前払いするものとします。

(2) 精算方法

前記2によって、指定管理料の精算等の必要が生じた場合は、毎事業年度末までに最終調整するものとします。

4 本社経費の取扱い

指定管理者は毎年度の事業計画書の提出時と年度終了後の事業報告書の提出時に本社経費の額とその積算根拠を明記することとします。

※ 本社経費とは「指定管理業務に直接要する経費（業務を実施するための人件費や物件費等）とは別の、本社や、本部、本庁の総務、企画、経理等の指定管理業務に直接要しない経費」をいう。

5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%に当たる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%に当たる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

第7 事業報告等

1 事業計画書の提出

指定管理者は、協定に基づき毎年2月末日までに、次の項目を記載した翌年度の事業計画書及び管理運営に関する規程等を提出し、県の承認を受けるものとします。

- (1) 管理運営の体制に関する事項
- (2) 管理運営の実施に関する事項
- (3) 管理運営に要する経費に関する事項
- (4) その他県が必要と認める事項

2 報告書の提出

指定管理者は、協定に基づき、次の報告書を提出するものとします。

(1) 定期報告書

指定管理者は、毎月終了後10日以内及び毎四半期終了後14日以内に、次の事項を記載した定期報告書を提出するものとします。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 施設等の利用実績
- ウ 利用料金等収入の実績

- エ 利用料金減免の実績
- オ 管理に係る経費の収支状況
- カ 施設等の修繕に関する事項
- キ その他県が管理の実態を把握するため必要と定める事項

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎事業年度終了後2か月以内に、次の事項を記載した事業報告書を提出し、県の承認を受けるものとします。

- ア 管理運営の実施状況に関する事項
- イ 利用者の利用状況に関する事項
- ウ 利用料金等収入に関する事項
- エ 利用料金の減免に関する事項
- オ 管理運営に要する経費に関する事項
- カ その他県が必要と認める事項

(3) 随時報告等

指定管理者は、当該施設において事故又は災害が発生した場合は、協定に基づき、報告書を提出するものとします。

- (4) 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、県が必要と認めるときは、その状況を報告しなければなりません。
- (5) 指定管理者は、県が定めた「指定管理者導入施設におけるモニタリング要領」（以下「モニタリング要領」という。）に基づき、利用者等に対する満足度調査（アンケート調査）を実施し、その結果を毎月報告するものとします。

3 管理運営状況の評価及び公表

モニタリング要領に基づき、指定管理者は毎事業年度終了後、モニタリング要領様式2（以下「管理運営状況表」という。）の指定管理者が記載すべき事項に記載した上で、毎年度6月末までに県へ提出するものとします。県は、管理運営状況表の県が記載すべき欄に記載の上、毎年度7月末までに県のホームページにおいて管理運営状況を公表します。

4 第三者評価

モニタリング要領に基づき、原則として指定期間の2年目以降（最終年度を除く。）に1回、施設の管理運営状況等について、指定管理者及び県以外の第三者による評価を実施します。評価は書類確認、指定管理者及び県へのヒアリング、実施調査等により行いますので、必要な書類の提出等、指定管理者は評価に協力します。なお、ヒアリングへの出席、書類の提出等に要する経費は指定管理者の負担とします。

第三者評価における指摘・意見及び当該指摘・意見に対する対応方針等は、モニタリング要領様式3により評価実施年度の3月末までに県ホームページで公表します。また、指定管理者は、評価実施年度の翌年度以降の管理運営状況表に、第三者評価における指摘・意見等の管理運営等への反映状況を記載します。

評価結果等により、評価実施年度の決定及び翌年度以降に追加で評価を実施することがありま

す。

なお、評価実施年度の決定及び評価者の選定は県が行います。また、評価者の謝金等の経費は県が負担します。

第8 指定管理者に対する実地調査等

1 実地調査等

県は、施設の適正な運営を期するため、管理運営の状況を把握するため必要がある認めるときは、随時実地に調査し、指定管理者に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求めます。

2 指示及び改善勧告

県は、第7の2の報告及び前記1の調査に基づき、指定管理者に対して必要な指示又は事業の改善を勧告することがあります。

3 監査

地方自治法等の規定に基づき、県の監査委員等が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査をすることがあります。

第9 管理運営の継続が困難になった場合の措置

1 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該施設の適正な管理に著しい支障が生じ、事業継続が困難となる恐れがあると認められる場合は、県は指定管理者に対して改善勧告等を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、県は指定を取り消し、業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

2 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記1により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、指定取り消し等によって生じた損害について、県へ賠償をしなければなりません。

3 不可抗力等による場合

不可抗力その他県又は指定管理者の両者の責めに帰すことができない事由により、事業継続が困難となった場合は、施設管理の可否について両者協議の上、県は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

第10 その他

1 関係帳簿の保存年限

指定管理者は、施設の運営に当って作成又は取得した文書等を適正に管理し又は保存するもの
とします。

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より5年間保存するもの
とします。

2 協定の締結

県と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定
期間全体に共通した事項について、包括的な「基本協定」を締結します。

また、事業年度ごとに指定管理料等を定めた「年度協定」についても締結するものとしま
す。

3 業務の引継ぎ

センターの管理業務開始前に、現指定管理者（2023年度までの指定管理者）、新指定管理
（2024年度から2028年度までの指定管理者）及び県の参加により管理業務の引継ぎを行う。

また、指定期間終了後、引き続き指定管理者の指定を受けない場合は、指定期間終了前まで
に、新指定管理者、次期指定管理者（2029年度からの指定管理者）及び県の参加により管理業務
の引継ぎを行うものとします。